

米沢市庁舎電話交換機更新業務
プロポーザル実施要領

米沢市総務部財政課管財担当

1 趣旨

米沢市庁舎の電話交換機（以下「電話交換機」とする。）及び周辺機器を更新するもの。

この要領は、電話交換機の更新にあたって価格競争による選定ではなく、高い技術力及び経験を有する事業者を、公募型プロポーザルにより選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業 務 名

米沢市庁舎電話交換機更新業務

(2) 業務内容

別紙「米沢市庁舎電話交換機更新業務仕様書」に記載のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 担当部署

米沢市総務部財政課

住所：〒992-8501 米沢市金池五丁目 2 番 25 号

電話：0238-22-5111（内線 2207） FAX：0238-22-0498

電子メール：kanzai@city.yonezawa.yamagata.jp

ホームページ：<http://www.city.yonezawa.yamagata.jp>

担当者：小椋

4 提案上限額

本業務に関する費用の上限額は次のとおりとする。ただし、上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

更新費用総額 12,562,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業者の選定

(1) 選定方法

プロポーザル審査委員会を設置し、同委員会で企画提案の審査を行い、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。なお、最も高い得点を獲得した者が 2 者以上あった場合は、二次審査の得点が高い者を最優秀提案者とする。また企画提案が 1 者の場合も本プロポーザルは成立するものとする。

(2) 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には仕様書への提案内容の追記も含むものとする。協議が不調のときは、順位づけられた次点の者と契約締結の協議を行う。

(3) 実施スケジュール

項目	期間	備考
実施要領等の公告	令和7年9月1日（月）	米沢市ホームページ、市広報掲載
質問書の受付	令和7年9月1日（月）から 令和7年9月19日（金）まで	最終日の午後5時必着
質問事項の回答	令和7年9月26日（金）	米沢市ホームページ掲載
参加申込書類の提出	令和7年9月1日（月）から 令和7年10月3日（金）まで	最終日の午後5時必着
一次審査 （参加申込書類）	令和7年10月6日（月）から 令和7年10月10日（金）まで	
参加資格及び 一次審査結果通知	令和7年10月17日（金）	
企画提案書類の提出	令和7年10月17日（金）から 令和7年11月7日（金）まで	最終日の午後5時必着
二次審査（企画提案書類及び プレゼンテーション）	令和7年11月13日（木） 午後1時30分	
最終審査結果通知	令和7年11月下旬	
特定、契約協議・締結	令和7年12月上旬	

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出時点において本市の指名競争参加者登録簿の本業務に対応する種目に登録されていること。ただし、登録簿に登録されていないものについては、本プロポーザルの参加申込締切までに、本業務に係る参加資格審査申請等必要書類を提出し、正式に受理された場合は参加資格を有するものとする。
- (3) 過去5年間で地方公共団体において電話交換機の導入実績があること。
- (4) 下記に示す資格の取得・認定を受けており、公告日現在において失効していないこと。
 - (ア) 個人情報マネジメントシステム：プライバシーマーク（JISQ15001）
 - (イ) 情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS（JISQ27001・ISO/IEC2701）
 - (ウ) 品質マネジメントシステム：（ISO9001）
- (5) 本業務について、建設業法（昭和24年法律第100号）の電気通信工事に係る主任技術者又は管理技術者となる資格を有するものを配置できること。

- (6) 参加表明書提出時点において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものではないこと。
- (7) 参加表明書提出時点において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程（平成 6 年米沢市告示 66 号）に基づく本市の指名停止期間中でないこと。
- (9) 米沢市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (10) 米沢市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

6 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 19 日（金）まで
（受付期間：土曜・日曜・祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 提出方法

質問書（様式 1 号）に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、担当部署宛に電子メールで提出すること。送信後は、必ず担当部署宛に電話し、受信確認を行うこと。

(4) 提出先

米沢市総務部財政課管財担当

(5) 回答方法

質疑に対する回答は一括して取りまとめ、回答書を令和 7 年 9 月 26 日（金）に、本市ホームページへ掲載する。なお、評価に係る事項等には回答しない。また、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追記又は修正とみなす。

7 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 10 月 3 日（金）まで
（受付期間：土曜・日曜・祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）
※受付期間後は、原則として参加申込書類の変更・修正は認めない。

(2) 参加申込書類

次の様式による印刷物をアからカの順にホッチキス止めの上、1 部を提出すること。

- ア 参加申込書（様式 2 号）
- イ 会社概要（様式 3 号）
- ウ 同種業務／類似業務実績調書（様式 4 号）
- エ 配置予定主任技術者経歴書（様式 5 号）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とする。また、到着の有無について、提出先へ確認すること。

(4) 提出先

米沢市総務部財政課管財担当

8 企画提案

本プロポーザルの参加資格審査及び参加申込書類による一次審査に合格した者は、次により企画提案書類を提出すること（審査については後記 9 参照）。

(1) 受付期間

令和 7 年 10 月 17 日（金）から令和 7 年 11 月 7 日（金）まで

（受付期間：土曜・日曜・祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

※受付期間後は、原則として企画提案書類の変更・修正を認めない。

(2) 企画提案書類

印刷した正本 1 部及び電子データを保存した CD-R 又は DVD-R1 枚を提出すること。なお、提出したデータがコンピュータウィルスの感染源となり、OA 機器（PC 等）に伝染し、障害が生じた場合の賠償等については、協議により取り決める。

「ア 企画提案書」については正本 1 部、正本の写し 5 部の計 6 部を印刷し提出すること。

ア 企画提案書 【日本産業規格 A4 版 20 ページ以内、両面印刷】

- ・様式は自由とし、表紙・目次は枚数に含まない。
- ・ページ番号を付けること。
- ・本文の文字サイズは、10.5pt 以上とする。なお、図表等に付記する注釈や注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズとすること。
- ・詳細な図、表等を要する資料については、日本産業規格 A3 版（片面印刷）を使用することを可能にするが 2 ページ換算とする。
- ・「米沢市庁舎電話更新工事仕様書」に留意して作成すること。
- ・企画提案書の項目については、以下①～⑥を必ず含むこと。①～⑥の項目以外の提案がある場合は⑦とすること。

①業務実施方針

②業務実施体制

③業務実施工程

④情報セキュリティ対策

⑤電話交換機保守

⑥ランニングコスト（10 年間）

⑦その他提案事項

イ 価格評価用見積書（様式 7 号）

電話交換機更新費用について金額比較による評価を実施する。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限まで必着とする。また、到着の有無について、提出先へ確認すること。

(4) 提出先

米沢市総務部財政課管財担当

9 プレゼンテーション

本市へ企画提案書類を提出した者は、次のとおりプレゼンテーションを実施すること。

(1) 日時及び場所

ア 日 時

令和 7 年 11 月 13 日（木）午後 1 時 30 分

イ 場 所

米沢市役所庁舎 3 階 303 会議室

ウ 時 間

説明 30 分、質疑応答 10 分程度を予定

※詳細は、一次審査の結果に併せて一次審査通過者に通知する。

(2) 実施内容

プレゼンテーションは、企画提案書に基づき実施するものとし、プレゼンテーション時に企画提案書に記載の無い新たな提案を行うことや、資料を追加することは認めない。ただし、企画提案書に記載のある内容の詳細について、説明することは可とする。

なお、企画提案書の説明は 30 分以内とし、その後、プロポーザル審査委員会による質疑応答（10 分程度）を行う。また、質疑に対して回答した内容は企画提案に含むものとする。

(3) 実施方法

プロジェクター等を使用して実施することとし、パソコン、プロジェクターは企画提案者による持参とする。また、プレゼンテーション及び質疑は非公開とし、プレゼンテーションの実施の順番については、参加申込書類の受付順とする。

(4) 出席者

企画提案者一人につき 3 名以内とし、本業務の配置予定主任技術者（様式 6 号に記載の者を含むこと。）

10 審査

(1) 内容

ア 参加資格審査

参加申込書類を提出した事業者が本プロポーザルの参加資格要件及び機能要件に適合するか審査し、要件を満たすと認められる者を本プロポーザルの参加者とする。

イ 一次審査（参加申込書類審査）

アで選定された者の参加申込書類について審査する。

ウ 二次審査（企画提案書類及びプレゼンテーション審査）

(2) 審査者

庁内関係者で構成するプロポーザル審査委員会において審査する。

(3) 評価内容

次表のとおりとする。

	審査対象	評価内容	評価方法	配点
資格審査	参加申込書類			
	様式2号から4号	参加資格要件への適合を確認する。		—
	様式6号	電話交換機の有する機能を確認する。		—
一次審査	参加申込書類			
	様式2号から5号	指定様式の記載による評価を行う	審査対象書類への記載による加点方式とする。	150
二次審査	企画提案書類			
	企画提案書	企画提案書の記載内容、プレゼンテーションの内容を総合的に評価する。	審査対象書類の様式への記載内容による加点方式とする。 評価点＝審査委員4名の「合計得点」の平均 ※合計得点＝得点(配点×得点係数)の合計 ※小数点以下は四捨五入とする。	200
	プレゼンテーション			
	価格評価見積書(様式6号)	業務コストの妥当性を評価する。	以下の計算式のとおり。 1. 評価点＝(1－提案価格／提案上限額)×1,000 ※提案価格が上限価格の80%未満の場合、提案価格評価点は200点とする。	200

(4) 評価基準

ア 参加資格審査

参加資格要件及び機能要件への適合を確認する。

イ 一次審査(参加申込書類)

評価項目、評価基準及び配点は以下のとおり。評価基準の詳細は別紙のとおり。

【合計150点】

評価項目	評価基準	配点
企業の公的資格取得状況	様式3号の資格登録状況に応じて評価する。	30

企業の保有資格者数	様式 3 号の電気通信工事に係る主任技術者又は管理技術者の保有資格者数について評価する。	20
同種業務実績	様式 4 号の導入実績数に応じて評価する。また、県内自治体への導入実績を高評価とする。	50
配置予定主任技術者の実績	様式 5 号の主任技術者の資格保有数、導入実績、実績の種類に応じて評価する。また同種業務において、県内自治体への導入実績を高評価とする。	50

ウ 二次審査（企画提案書及びプレゼンテーション）

評価項目、評価基準、配点及び評価点の計算方法は以下のとおり。

評価点＝審査委員 4 名の「合計得点」の平均

※合計得点＝得点（配点×得点係数）の合計

※小数点以下は四捨五入とする。

【合計 200 点】

対象	評価項目	評価基準	配点
企画提案書	方針・体制・工程	業務内容を理解した上で、業務を遂行するため実施体制を整備しているか、また適正な工程計画を策定しているかを評価する。	75
	情報セキュリティ対策	業務に伴うセキュリティ対策について評価する。	25
	電話交換機保守	保守点検や障害時の復旧対応等について適切な提案がされているかを評価する。	35
	ランニングコスト	電話交換機の維持管理（10 年間）に係るコストについて評価する。 なお、ランニングコストについては本プロポーザルの評価項目にしているが、本業務には含まないものとする。	35
	その他提案事項	その他の有効的な提案について評価する。	15
	プレゼンテーション	本業務の内容を十分理解し、質疑回答が簡潔明瞭であるか、また本業務に取り組む姿勢に熱意や意欲が感じられるかなどについても評価する。	15

エ 二次審査（価格評価用見積書）

配点及び評価点の計算方法は以下のとおり

・電話交換機更新費用【合計 200 点】

評価点＝（1－提案価格／提案上限額）×1,000

※提案価格が上限価格の 80%未満の場合、提案価格評価点は 200 点とする。

(5) 最終審査結果

一次審査と二次審査の評価点の合計の高い順に最高得点者及び次点者を決定する。なお、最高得点者が2人以上あった場合は、二次審査の得点が高い者を最優秀提案者とする。また、企画提案者が1者の場合もプロポーザルは成立するものとする。

最終審査結果については全ての提案者宛てに令和7年11月下旬頃に通知するとともに、最優秀提案者以外の者の名を伏した状態で順位及び評価点を米沢市ホームページにて公表する。

1.1 参加辞退

プロポーザル又は契約協議を辞退する場合は、次のとおりとする。

(1) 提出方法

辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便とすること。また、到着の有無について、提出先へ確認すること。

(2) 提出先

米沢市総務部財政課管財担当

1.2 失格事項

次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。なお、この場合は該当事業者に対して理由を付して通知する。

(1) 「4 参加資格要件」を満たしていない場合

なお、参加資格要件確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、本業務の手続きにおけるその他の手続きに参加できなくなることがある。なお、最優秀提案者においては、契約締結の協議を行う権利を失うことがある。

(2) 参加申請書類または企画提案書類（以下「提出書類」という。）の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

(3) 提出書類の作成形式又は作成方法が要件に適合しない場合

(4) 提案上限額を超えた企画提案を行った場合

(5) 「機能要件確認表（様式6号）」において対応不可の項目があった場合。

(6) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

(7) プレゼンテーションに出席しなかった場合

(8) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

(9) その他、本要領に示した事項等に違反した場合

1.3 プロポーザルの中止

やむを得ない理由により、本プロポーザルを継続することができないと認められたときは、本プロポーザルを中止する場合がある。その場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできないものとする。

1 4 プロポーザルに係る留意事項

本プロポーザルにおいては、以下の事項について留意すること。

- (1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (3) 提案は1者につき1つの提案とする。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 企画提案に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等、本市がこの事業に関し必要と認める用途については、企画提案者の同意を得た上で企画提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (7) 提出書類は、選定作業等に必要な範囲で複写することはある。
- (8) 本プロポーザルで使用する資材のうち本市から提供する資材以外のものは、応募者において準備すること。
- (9) この募集に伴い収集した個人情報、本プロポーザルに係ることのみ使用し、それ以外の目的に使用することはない。
- (10) 提出書類については原則公開しないものとするが、米沢市情報公開条例による情報公開請求があった場合には、公開することがある。非公開情報が含まれている場合には、その旨を明記すること。
- (11) 本プロポーザルに要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (12) 本業務の受託者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。業務の一部を第三者に委託する予定である場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。
- (13) 提出書類の差し替えや再提出は認めない。ただし、配置予定主任技術者を、病休、退職、死亡等のやむを得ない理由により変更する必要がある場合は、事前に本市に届け出た上で提出書類の修正を行うことができる。
- (14) 本プロポーザルの選定結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。また選定経過については公表しない。
- (15) 本プロポーザルの公告の日から契約締結に至るまでの間、本市に対し本業務に関する営業行為を禁止する。